

大阪府条例第二十五号

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生活相談員の責務等) 第二十三条 (略)</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域との連携等) 第二十九条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(生活相談員の責務等) 第二十三条 (略)</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域との連携等) 第二十九条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

第二条 大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生活相談員の責務等) 第二十三条 (略)</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p>	<p>(生活相談員の責務等) 第二十三条 (略)</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p>

2 二・三 (略)

2 二・三 (略)

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、規則で定める日から施行する。